

様式 2

整理番号	消防 - 法不 - 74
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器、附属品のくず化その他の処分命令
概要	市長は、容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても、容器の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第56条第1項 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	